

安東将軍から天皇へ : 5-7世紀における倭国の変容とアジア

川本, 芳昭
九州大学大学院人文科学研究院 : 教授 : 東洋史学

<https://hdl.handle.net/2324/19687>

出版情報 : 中國古中世史研究. 18, pp.109-122, 2007-03. The Society for Historical Studies of Ancient and Medieval China

バージョン :

権利関係 :



安東将軍から天皇へ

— 5 ～ 7 世紀における倭国の変容と東アジア —

川本芳昭(九州大学)

はじめに

I. 安東将軍と治天下大王

II. 『隋書』倭国伝に見える天弟・日兄の理

解をめぐって

むすびにかえて

はじめに

日本における天皇号の成立に関しては、それを推古期とするものと天武期とするものの二説があり、このうち後者の説を支持する研究者が現在の日本では多数を占めている。これに対し中国史研究者として著名な堀敏一氏は、『日本書紀』に、裴世清帰国の際のことを記して、

唐客裴世清罢归。则复以小野妹子为大使。吉士雄成小使。福利为通事。副于唐客、而遣之。爰聘唐帝。其辞曰、东天皇敬白西皇帝。使人鸿胪寺掌客裴世清等至、久忆方解。季秋薄冷、尊如何。想清愈。此即如常。今遣大礼苏因高、大礼乎那利等。谨白不具。

とある記載に見える国書に「謹白」の表現が見えることなどから、ここで倭国王は隋の皇帝を先輩か兄に見立てているとし、さらに「天皇」という用語はま

ず外交文書で使われはじめ、従来の大王あるいはオオキミと併用されながら国内で通用するようになったのではないか、そして、やがて律令の中で天皇号として定着するようになったとする、興味深い見解を提示している¹⁾。つまり、氏の見解は天皇号が外交の場面において、推古期に使用されるようになり、その後、律令制の出現とともに定着するとする見解であるが、私は氏のこうした考えに大いにひかれるものである。

本報告では倭国の王権が中国王朝から授与された安東将軍・都督の段階から天皇の段階へと変容する過程を跡づけ、私が上述の堀氏の見解を支持する理由について述べたいと思う。

I. 安東将軍と治天下大王

周知のように、日本の第二代の天皇とされる雄略天皇（倭王武）が四七八年、中国に朝貢した際、中国南朝・宋の末期の皇帝である順帝に奉った上表には、

順帝升明二年、遣使上表曰。封国偏远、作藩于外。自昔祖祢、躬擐甲胃、拔涉山川、不遑宁处。东征毛人五十五国、西服众夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿。累叶朝宗、不愆于岁。臣虽下愚、忝胤先绪、驱率所统、归崇天极。……

（『宋书』卷九七倭国伝）

とする記述が見え、倭王武が宋の順帝に対し臣と称し、中国の封建を受ける封国として中国のために周辺の夷狄を討伐、中国の境域を拡大したとしている。

当時、倭国王は宋の皇帝から倭国、新羅、任那など六国の軍政権を認めら

1) 堀敏一、『東アジアのなかの古代日本』、研文出版、1998、pp.215、217、218 参照。

れ、中国の東方を安撫することをその任務とする安東將軍の官に任ぜられていた（『宋書』倭国伝）。これらのことを踏まえると、前引の『宋書』倭国伝の記事は、倭国王が中国を中心とする世界、すなわち中国を中心とする天下において中国皇帝の臣下であることを公言し、中国皇帝もそのことを認め、王朝の官職さえ付与していたことを示しているとされよう。

一方、日本の埼玉県の稲荷山古墳、および熊本県の船山古墳から発見された、その倭王武（獲加多支鹵すなわちワカタケル）の時代のものとされる五世紀後半の鉄剣、鉄刀には銘文が刻まれており、そこにはそれぞれ、

- A 辛亥年、七月中記。乎获居臣、上祖名意富比埵、其儿多加利足尼、其儿弓已加利获居、其儿多加披次获居、其儿多沙鬼获居、其儿半弓比、其儿名加差披余、其儿名乎获居臣。世々为杖刀人首、奉事来至今。获加多支鹵大王寺、在斯鬼宫时、吾左治天下。令作此百练利刀、记吾奉事根原也。（稲荷山古墳出土鉄剣銘）
- B 治天下获加多支鹵大王世、奉事典曹人、名无利弓、八月中、用大铤釜四尺〇刀、八十练六十拵三寸上好口刀。服此刀者长寿、子孙注々得三恩也。不失其所统。作刀者名伊太口、书者张安也。（船山古墳出土鉄刀銘）

とある。この両者には「治天下」という記述が見えるわけであるが、このことは、五世紀後半の倭国の王が「天下を治める」王でもあると称していたことを伝えているとされよう。

つまり、当時の倭国王は、南朝皇帝に称臣しつつ、国内に対しては「天下を治める王」として臨んでいたのである。

一方、『隋書』卷八一倭国伝には、周知のように、

其国书曰、日出处天子致书日没处天子无恙。云々。帝览之不悦、谓鸿胪卿曰、蛮夷书有无礼者、勿复以闻。

とあり、大業三年（六〇七）に遣隋使の小野妹子がもたらした倭国王の国書に対して、隋の煬帝がそれを無礼とし悦ばなかったとしている。

以上のことは、五世紀後半から七世紀冒頭に至る間に、中国の皇帝に対して倭国の王が臣と称しつつ、同時に「天下を治める」王であるとも称する段階から、中国皇帝と同じく「天子」と称する段階にまで、その王権の質を変容させたことを示しているとされよう。

このような倭国における王権の質の変容について考察するには、以下の諸点について検討する必要がある。その一は、倭国自身は中国から東夷の一国と見なされていた自らの国をどのようなものと考えていたのか、ということ。その二は、中国は倭国をどのような存在と見なしていたのか、ということ。その三は、「治天下」の称谓にみえる「天下」とはいかなる領域を指していたのか、ということである。

まずその一についてであるが、この問題を考える際、前掲の倭王武の順帝への上表に「東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿」と見えるように、毛人や衆夷などの討伐が、王道の融泰と劉宋王朝の領域の拡大（「廓土遐畿」）をもたらしたとしていることが注目される。つまり、倭国王はこの上表で、毛人などの地の討伐が劉宋王朝の「畿」の拡大につながったとしているのである。とすればその冊封を受けそれらの「夷狄」を征討したとする倭国王の治めている倭国の地も、上表の趣旨に添えば当然劉宋王朝の「畿」の域内に含まれていることになるであろう。

その二についてであるが、前掲の倭国伝は『宋書』夷蛮伝中の一列伝である。それだけに、『宋書』が、ひいては劉宋が倭国を夷狄の一国と見なしていたことは明らかである。しかし、その倭国に「使持節都督諸軍事」などの都督号や「安東將軍」「安東大將軍」などの將軍号を与えていることは、倭国を全くの夷狄の国と見なしていたわけではないことも同時に示しているとされよう。何故なら、本来、都督号や將軍号は自国の臣下を任ずる際に与えられるべきものであり、また、劉宋がその支配領域の東方を守護するものとして措定する「安東」將軍を夷狄と見なすことはそもそも原理的に矛盾するからである。何故なら、夷狄とは本来、皇帝の支配する天下の域外に存在し、理念的には鬼や獣畜に等しい存在と見なされるべき存在であったからである²⁾。因

みに、これと同様の矛盾は当該時代にあって、同じく中国王朝から東夷の国と位置づけられた百済や高句麗などが、征東大將軍、鎮東大將軍に任じられているということにも表れている。

その三についてであるが、倭国は何度かの自称の後、劉宋によって「都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六国諸軍事、安東大將軍」に任ぜられている（倭国が継続して叙任を求めた百済に対する軍政権は最後まで劉宋の認めるところとならなかった）。この都督号及び將軍号に任じられたのは倭王武であるが、その倭王武（ワカタケル）は、前掲の『宋書』倭国伝中の上表で「東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿」と称している。また、これも先述したように、その倭王武は「治天下大王」とも称している。とすれば、倭国王が現実の問題として、劉宋の天下を包含する天下を治めているということはある得ないが、倭国王は倭国の他に、自らが討伐したと称する地域をもその自称する天下に含まれると想定していたことは確かなことといえるであろう。つまり、倭国王は毛人五五国、衆夷六六国、海北九五国をも自称する天下に含まれると認識していたと考えられるのである。

Ⅱ. 『隋書』倭国伝に見える天弟・日兄の理解をめぐって

倭国からの中国への使節は倭王武による四七八年の遣使を最後として、以後開皇二十年（六〇〇）までの一二〇年余の間途絶する。『隋書』卷八〇倭国伝には、その開皇二十年における国交再開時において、倭国使と隋の高祖・文帝との間に交わされた問答を伝え、

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿輩雞弥、遣使詣闕。上令所

2) 山田統、「天下という観念と国家の形成」（初出1949、『山田統著作集』、明治書院、1981、第一巻所収）参照。

司訪其風俗。使者言、「倭王以天為兄、以日為弟。天未明時出聽政、跣趺坐。日出便停理務、云委我弟。」高祖曰、「此太無義理」。於是訓令改之。

とある。日本における遣隋使、遣唐使研究の専門家として著名な増村宏氏は、このときの倭国使の発言に対して、倭国使は文帝から風俗を問われたのでそのまま答えたにすぎないとしている。また、大業三年（六〇七）の際の遣隋使がもたらした国書に見える「日出処天子致書日没処天子無恙云々」を念頭に置きながら、開皇二十年の場合は皇帝と倭国使との間の問答であり、大業三年の国書の場合とは区別すべきであるとする³⁾。

確かに何らかの区別はなすべきであろうが、しかし、倭の五王による最後の遣使（四七八年）以来、一二〇年余の沈黙を破って派遣された倭国からの使節の、中国再統一を果たした隋の皇帝たる文帝との間の、それも当時の東アジア世界に王者として君臨している人物との間の問答を、風俗を問われたことに対する単なる回答と見なしてよいものであろうか。また、外交の場面における訪問国のリーダーとの間の問答を、単なる「問答」と見なすことができるのであろうか。

一二二年ぶりの倭国による遣使再開は、西晋の崩壊以来、三〇〇年になんなんとする混乱を収束して五八九年、隋が中国を統一したこと、及びその統一のエネルギーが半島に及び、高句麗と隋との間に緊迫した事態が生じた状況下に生じたものである。それ故そのような緊迫した状況下における外交の現場において発せられた倭国使の発言は、到底単なる問答などではないと私は考えるのである。このときの倭国使の回答によれば、倭王は「天の弟」（当時の大王は推古であるので天妹とすべきか）、「日の兄」ということになる。周知のように「天子」は単に「天の子」のみを意味するのではなく、地上世界を統治せよとの天命を受け、天下に君臨する皇帝そのものを意味し、「日」は例えば『後漢書』卷六三李固伝に、李固の対策を挙げ、そこに、

3) 増村宏、『遣唐使の研究』、同朋舎、1988、p.130 参照。

中常侍在日月之側、声執振天下。

とあるように、中国では皇帝そのものを暗喩する用語である。また、倭王が「天の弟」ということを、中国的家族制度に基づき天子たる中国皇帝の側から見れば、倭王は中国皇帝の叔父、叔母の位置に属する尊属ということになり、倭王が「日の兄」ということを「日」と暗喩される中国皇帝の立場から見れば、倭王は中国皇帝の兄ということになる。つまり、このことが文帝をして「これははなはだ理屈の通らない話だ」（此太無義理）と言わしめた原因と考えられ、ために『隋書』倭国伝に、「於是訓令改之」とみえるような対応が文帝によって採られたと考えられるのである。

このことを念頭において、この開皇二十年から七年後の大業三年の際の遣隋使（小野妹子）が煬帝にもたらした国書に見える「日出処天子致書日没処天子無恙云々」を見てみよう。従来の研究ではこの国書の内容が倭国側の対等外交を求めた姿勢が示されたものとする理解が大勢であるが、上で明らかにしたことがらを踏まえれば、これは一面では大業三年の遣隋使において倭国側が文帝の訓令を受けて一定の譲歩、修正を行ってきていると見ることもできる。何故なら大業三年の国書における小野妹子のもたらした国書の内容が、煬帝から見たとき、いかほど不遜なものであろうとも、「日出処天子」「日没処天子」という形でいずれもが「天の子」とであると称しており、決して自らを「天の弟」「日の兄」などとは称していないからである。そこには開皇二十年のときに見られたような叔父・甥や兄弟という家族的秩序になぞらえ、倭王を皇帝より上位に位置づけんとする姿勢はなくなっているからである。外交という問題の性質上、大業三年に遣隋使として中国に至った小野妹子が、その七年前の遣使の際、文帝が倭国使に対し「此太無義理」と述べ、天弟・日兄の主張を改めるよう「訓令」したことを認識していなかったということは、ことが国家の浮沈に関わる外交案件であることに思いを致せばあり得ないことがらである。それゆえ、小野妹子がもたらした国書に見える「日出処天子致書日没処天子無恙」の表現は、倭国側が文帝の「於是訓令改之」という下命

を踏まえた上で作成したものということになるのである。

ところで先に見たように『隋書』倭国伝によれば、小野妹子のもたらした国書を見た煬帝は、

覧之不悦、谓鸿胪卿曰、蛮夷书有无礼者、勿复以闻。

と述べたとされるが、この状況は、開皇二十年の遣隋使との問答をへて、それに対してその不合理さを指摘した文帝の場合と似通っている。文帝の場合はその不合理さを改めるよう「訓令」している。文帝がその「訓令」を文書の形で倭国使に手交したのか否かは定かではない。

『隋書』卷八一倭国伝に、小野妹子の帰国の際、同行して倭国に至った裴世清が倭国王と会見したことを伝え、

其王与清相见、大悦曰、「我闻海西有大隋、礼义之国、故遣朝贡。我夷人、僻在海隅、不闻礼义。是以稽留境内、不即相见。今故清道饰馆、以待大使。冀闻大国维新之化。」清答曰、「皇帝德并二仪、泽流四海。以王慕化、故遣行人来此宣谕。」

とある。すなわち、『隋書』倭国伝の記載には、裴世清と会見した倭王は大いに悦んで「私は海の西に大隋という礼儀の国があると聞いた。故に使い（小野妹子）を遣わして朝貢した。私は夷人であり、海中の片隅にいるために礼儀というものを聞くことがなかった。そのため国内に留まって謁見できなかった。いま故に道を清め館を飾り、大使を待った。冀わくは大国維新の化を聞かん」といった。裴世清はそれに答えて、「皇帝の徳は天地にあまねく、その恵みは四海に及ぶ。王が皇帝の化を慕ったが故に行人を遣わして宣諭するのである。」と述べた、とある。

一方、裴世清は『日本書紀』卷二推古紀の記述によれば、

其书曰「皇帝问倭皇。使人长吏大礼苏因高、至具怀。朕欲承宝命、临

仰区宇。思弘德化、覃被含灵。爱育之情、无隔遐迩。知皇介居海表、抚宁民庶、境内安乐、风俗融和、深气至诚、远修朝贡。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄、比如常也。故遣鸿臚寺掌客裴世清等、稍宣往意。并送物如别。」

とある煬帝の国書を持参したと伝えられ、また国書を倭国王に伝達した後、『隋書』倭国伝に、裴世清が倭王と会見した後のこととして、

其後遣人谓其王曰、朝命既达、请即戒涂。

と述べている。

これらのことは裴世清の来日が倭国に対する宣諭を目指したものであったことを示しているが、現行の『隋書』や『日本書紀』などの史書による限り、そこに「日出処天子致書日没処天子無恙」とある文言に対して無礼であるとした煬帝の意向を伝える倭国王に示された「訓令」にあたる文言は見あたらない。

『隋書』倭国伝によれば、文帝の場合、倭国使の回答に対して「此太無義理」と述べている。煬帝は「覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蛮夷書有無礼者、勿復以聞」とあってあからさまに不快の念を表明している。この文帝と煬帝の対応を比較した場合、その不快の表明は煬帝の方が強くなされているといえよう。

ではこの煬帝の「不快の念」はどのように倭国へと伝達されたのであろうか。小野妹子のときの場合、ことが倭国から送られた国書に対する「不快」であるからには、その伝達が遣隋使（小野妹子）に対してのみにとどめられた、あるいは倭国中枢への伝達を要しないものとして処理されたといったことは考え難いであろう。

しかし、従来の研究はこの点について全く考究することなく、煬帝が「不快」であったにもかかわらず裴世清を派遣したのは、当時の隋が対高句麗の関係で、その背後に位置する倭国の存在を重視したからであるとする。ただし、こうした理解は十分な解答たり得ない。何故なら、倭国への不快の度合いが煬帝に比べ少なかったと考えられる文帝のときの場合は、具体的なこと

がらは不明であるが、『隋書』倭国伝に、

高祖（文帝）曰、「此太無義理」。於是訓令改之。

とあるように、なんらかの「訓令」という形でそれが示されたことが窺えるからである。

さらに、この問題との関連で考究すべきことがら『日本書紀』には記されているからである。それは煬帝から倭国へ送られた国書には、裴世清が持参したものの他に、もう一通の小野妹子に託された国書があり、それは小野妹子が帰国の際、百済によって盗まれたとする奇妙な記述が『日本書紀』に見えることである。すなわち、推古天皇十五年六月、裴世清一行が難波津に至ったとき、彼らをともなって倭国に帰着した小野妹子が上奏してきたことを伝えて、『日本書紀』に、

爰妹子臣奏之曰、「臣参还之时、唐帝以书授臣。然经过百济国之日、百济人探以掠取。是以不得上。」於是、群臣议之曰、「夫使人虽死之、不失旨。是使矣何怠之、失大国之书哉。」则坐流刑。时天皇敕之曰、妹子虽有失书之罪、辄不可罪。其大国客等闻之、亦不良。」乃赦之不坐。

とあるのである。この記載からは煬帝から託されたとする国書の具体的内容を知ることは出来ない。しかし、具体的論証はかつて発表した拙稿に譲るが⁴⁾④、その国書こそが先にその存在を想定した、煬帝からの訓令書であったと考えざるを得ないのである。もしこの小野妹子にもたらされた煬帝の書の中に訓令のことが何ら記されていなかったとすれば、そもそも何故煬帝が裴世清と小野妹子との各々に国書を付託したのかという理由が極めて不可解なものとなるであろう。唯一、国書の紛失を恐れ、同一の文書を本国の使節と交渉国から派遣された使節との両名のものに預けるということが想定されるが、中国の外交においてこのようなことが行われた事例を報告者は寡聞に

4) 川本芳昭、「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって－遣隋使覚書－」、『史淵』141、2004 参照。

して知らない。よってこうした想定が実際にありえたとは考えがたい。つまり、裴世清と小野妹子のもたらした文書の内容は異なっていたと考えられる。異なっていたとすれば小野妹子の授けられた書は「訓令」の内容を含んでいたと考えられるのである。

前述のように『日本書紀』によればその小野妹子の書が百済によって奪われたという。何故そのようなことが生じたのかということについては、種々の説があるが、いまはその詳細には立ち入らない⁵⁾。百済によって奪われたという説も成り立ちうるであろうし、小野妹子や倭国の中枢がその書を破棄したということも考えられるであろう。ただし、煬帝が小野妹子に授けた書にいかなる内容のことが書かれていたのかということについて、小野妹子が関知していなかったということはあるまいであろう。また、小野妹子がその書の内容を知っていたならば、小野妹子は使節の使命として当然そのことを何らかの形で倭国中枢に伝達したはずであるから、倭国中枢もまたそのことを知るようになったであろう。つまり、国書の紛失の存否に関わりなく、小野妹子の持参した国書の内容自体は倭国中枢に伝達されていたと想定されるのである。

でなければ、小野妹子失書に対して流罪と決した群臣の議を大王自ら勅命を下して覆し、小野妹子を赦免するということは考えがたいであろう。また、不可解なことに「はじめに」において掲げた『日本書紀』の記述に見えるように、小野妹子は、煬帝の書を紛失するという外交上の大失態を演じたにもかかわらず、その罪が異例の形で免ぜられたのみならず、裴世清が隋に帰国する際、再び「遣隋大使」に任ぜられ、中国へ派遣されているのである。つまり、聖徳太子や推古天皇などの倭国中枢は小野妹子が失ったとされる煬帝からの書の内容が隋からの「訓令」にわたるものであったことを必ずや認識していたと考えられるのである。

5) 李成市、『古代東アジアの民族と国家』、岩波書店、1998、p.305 参照。

むすびにかえて

本報告の冒頭で述べたように堀敏一氏は、『日本書紀』に、裴世清帰国の際のことを記して、

唐客裴世清罢归。则复以小野妹子为大使。吉士雄成小使。福利为通事。副于唐客、而遣之。爰聘唐帝。其辞曰、东天皇敬白西皇帝。使人鸿胪寺掌客裴世清等至、久忆方解。季秋薄冷、尊如何。想清愈。此即如常。今遣大礼苏因高、大礼乎那利等。谨白不具。

とある記載に見える国書について考察を加え、ここに「天皇」、「皇帝」、「謹白」などの表現が見えることなどからこの国書で倭王は隋の皇帝を先輩か兄に見立てているとされ、さらに「天皇」という用語はまず外交文書で使われはじめ、従来の大王あるいはオオキミと併用されながら国内で通用するようになったのではないかと、そして、やがて律令の中で天皇号として定着するようになったとする、見解を述べている。

本報告における考察とこの高見とを接合させれば、当初、「天弟、日兄」の立場をとった倭国は、文帝の訓令を受け、「天子」という表現を和らげた隋の天子と対等の称号を名乗った。しかしその後再び今度は煬帝から「訓令」を受け、それを受ける形で「謹白」などの表現を用い、隋の皇帝を先輩か兄に見立てこの問題を処理しようとした、その過程で「天皇」の用語がもちいられたということになる。

この際、倭国が一定の譲歩を示しつつも、一貫して強い自己主張を貫いていることは注意すべきである。こうした自己主張は倭の五王のときに始まると考えられる治天下大王の用法などにも見られ、遣隋使段階の天子や天皇号の採用は、そうした倭の五王以来の倭国王権の自国を中国と別個の「中華」とせんとする展開の行き着いたところに生じたものであるといえる。報告者は先に古代日本におけるこうした中華意識が中国の政治思想の受容とともに形

成されたものであること、そしてそうした動きは日本において創始されたわけではなく、中国の魏晉南北朝期の華北における非漢民族国家や朝鮮における高句麗などに既に生じていたものであることなどを指摘したことがあるが⁶⁾、本報告で考察した倭国と隋との間の交渉の実態を踏まえると、倭国は真に邪馬台国や倭の五王の時代などに中国の朝貢国となったという意識をもったのであろうかという疑念を懐く。確かに、漢委奴国王印を受けた奴国を持ち出すまでもなく、古代日本における倭国の王は、卑弥呼の親魏倭王の称号と金印、倭の五王が南朝から受けた官職や王号、あるいは倭の五王最後の王・倭王武が南朝宋の最後の皇帝・順帝に対して奉った国書の中で、自ら中国皇帝の「臣」と表記しているなど、倭の五王の段階まで中国王朝の冊封国であるとの立場をとっている。しかし、この遣隋使段階における倭国の自己主張の強さをみると、卑弥呼らにとって、中国に「朝貢する」と言うことはそのときそのときの時代状況に対応した「方策」という面ももっていたのではないかという感を懐く。こうした考え方は、古代日本は、中国の冊封体制に入ることによって中国の思想や文物を取り入れつつ、魏晉南北朝期における中国の混乱に乗じて政治的独立を推し進め、最終的に天皇制に基づく律令制国家を完成したとする従来の研究の立場と矛盾するものではないが、微妙に齟齬するところもある。こうしたについての検討は今後の課題としたいと思う。

(논문투고일: 2007년 7월 16일, 논문심사완료일: 2007년 8월 8일)

주제어: 天皇(Tenno), 安東將軍(Ando-Shogun), 倭國(Wakoku), 律令制
(the Ritsuryo System), 中華 의식(Sinocentrism)

6) 拙稿、「漢唐間における「新」中華意識の形成－古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって－」、『九州大学東洋史論集』30、2002 参照。

安東將軍에서 天皇으로

— 5-7세기 倭國의 변용과 동아시아 —

川本芳昭(九州大学)

일본에서 天皇 칭호가 언제 성립되었는가는 推古시기와 天武시기로 보는 두가지 설이 있는데 후자의 견해가 현재 많은 지지를 받고 있다. 이에 대해 堀敏一씨는 천황이라는 용어가 먼저 외교문서에서 사용되기 시작하여 종래 대왕 혹은 오오기미와 병행되면서 국내에 통용된 것은 아닌가 그래서 마침내 율령에 천황의 칭호가 정착된 된 것이라는 흥미로운 의견을 제시한 바 있는데 이는 매우 돋보이는 탁견이었다. 본고에서는 왜국의 왕권이 중국왕조로부터 부여된 안동장군·도독의 단계로부터 천황의 단계로 변용하는 과정을 추구하여 굴민일씨의 견해를 뒷받침하였다. 즉 고대 일본에서는 왜의 오왕 단계에서는 여전히 중국 왕조의 책봉국임을 인정하였지만, 이후 중국의 정치사상을 수용하여 형성된 중화의식이 왜의 왕권을 중국과 별개의 중화로 보게 되었다.